

【カードローン契約規定】

第1条（取引方法）

- この取引は当座貸越取引のみとし、小切手、手形の振出しまたは引受け、公共料金等の自動支払いは行わないものとします。
- 借主は、別に定める場合を除き、金融機関所定のカードローンカード（以下「ローンカード」といいます。）を利用して出金する方法により当座貸越を受けるものとします。
- ローンカード、現金自動払出機および現金自動預入引出機等の取扱いについては、別に定める金融機関所定のカードローンカード規定によります。
- 借主は、この取引の継続中は、重ねて保証会社の保証に基づくカードローン取引を行うことはできないものとします。

第2条（貸越極度額）

- この取引の貸越極度額は、金融機関および保証会社の審査のうえ決定されるものとし、金融機関がカードローン契約書に記入する貸越極度額に従います。
- 前項にかかわらず、金融機関は、貸越極度額を変更できるものとします。この場合、金融機関は、新しい貸越極度額および変更日を借主に通知または同意を得るものとします。
- 金融機関が貸越極度額を超えて当座貸越を行った場合または利息の組入れによって貸越元金金が貸越極度額を超えた場合であっても、この取引の各条項が適用されるものとします。

第3条（契約期間等）

- この取引に基づき当座貸越を受けられる期間は、この取引の成立の日から表記の契約期間を経過する日までとします。ただし、期間満了日の前日までに金融機関から借主に対し期間延長をしない旨の申出がない場合には、期間は同期間延長されるものとし、以後も同様とします。なお、借主の年齢が期間満了の時点で満65歳に達していた場合は期間を延長しないものとします。
- 第1項の期間延長が行われない場合の取扱いには次のとおりとします。
 - 借主は期間満了日の翌日以降、この取引による当座貸越を受けることができません。
 - 貸越元金金はこの取引の各条項に従い返済し、貸越元金金が完済された日にこの取引は当然に解約されるものとします。
 - 期間満了日に貸越元金金がない場合は、期間満了日の翌日にこの取引は当然に解約されるものとします。
 - 前2号によりこの取引が解約された場合、借主は、ローンカードを返却するものとします。

第4条（当座貸越の利用停止）

- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、金融機関は当座貸越の利用を停止することができるものとします。
 - 借主が返済を延滞したとき。
 - 借主がこの取引に定める各条項に違反したとき。
 - 借主の信用状況に関する金融機関および保証会社の審査により、当座貸越の利用を停止することが相当と認められたとき。
 - 金融機関が信用金庫、信用組合、農業協同組合、漁業協同組合等の場合で、借主が地区外に移転したこと等に伴い、貸出対象となり得る「会員たる資格」を喪失したとき。
- 借主の信用状況に関する金融機関および保証会社の審査により相当と認められた場合は、金融機関は前項の当座貸越の利用の停止を解除することができるものとします。
- 第1項の取扱いにより当座貸越の利用が停止されている間、返済は第7条または金融機関指定の方法にて行うものとします。

第5条（利息、損害金等）

- 貸越金の利息は、金融機関所定の付利単位および利率によって次の算式によって計算のうえ、毎月の約定返済日に貸越元金に組み入れるものとします。

毎日の貸越最終残高の合計額 × 金融機関所定の利率 ÷ 365

- 貸越金の利息には、この取引のために金融機関が負担する保証会社の保証料相当額を含むものとします。
- 金融機関に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、表記損害金利率（年365日の日割計算）とします。
- 金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、金融機関は利率、損害金の料率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この変更内容の通知方法は金融機関の店頭に掲示するなど金融機関所定の方法によるものとします。

第6条（約定返済）

- 借主は、毎月の約定返済日（金融機関の休日の場合は翌営業日。以下同じ。）に、表記の約定返済金額確定日における貸越残高に応じて次の表のうち金融機関が定める金額を支払うものとします。ただし、約定返済金額確定日の貸越残高が約定返済金額に満たない場合にはその金額を約定返済金額とします。

表1	約定返済金額確定日の貸越残高	約定返済金額	表2	約定返済金額確定日の貸越残高	約定返済金額	表3	約定返済金額確定日の貸越残高	約定返済金額
	1万円以上50万円以下	10,000 円		1万円以上50万円以下	10,000 円		1万円以上50万円以下	10,000 円
	50万円超100万円以下	20,000 円		50万円超100万円以下	20,000 円		50万円超100万円以下	20,000 円
	100万円超150万円以下	25,000 円					100万円超150万円以下	30,000 円
	150万円超	30,000 円		100万円超	30,000 円		150万円超	40,000 円

- 約定返済日の前月末日の貸越残高が約定返済金額に満たない場合には、前項にかかわらず、その金額を約定返済金額とします。
- 借主は、初回貸越時（全額返済後の再貸越を含む）から初めて到来する約定返済日までの期間が1か月に満たない場合には、2度目に到来する約定返済日より返済を行うものとします。

第7条（貸越金の約定返済の自動支払い）

- 借主は前条に基づく約定返済のため、各約定返済日までに毎回の約定返済金相当額をカードローン契約書において指定した返済用預金口座に預け入れておくものとします。なお、返済用預金口座は、同時に申し込む住宅ローンの返済用預金口座と同一にするものとします。
- 金融機関は各約定返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書によらず返済用預金口座から引落しのうえ、毎回の約定返済にあてるものとします。ただし、返済用預金口座の残高が満たない場合には、金融機関はその一部の返済にあてる取扱いはしないものとします。
- 第1項による預入れが各約定返済日より遅れた場合には、金融機関は約定返済金額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いをすることができるものとします。

第8条（任意返済）

- 第6条による約定返済のほか、借主は随時に任意の金額を返済することができるものとします。なお、この返済を行った場合においても第6条の約定返済は通常どおり行うものとします。
- 前項の任意返済は前条の自動支払いによらず、借主が直接金融機関の店頭に申し込む方法、または金融機関の現金自動預入引出機を利用して行うものとします。

第9条（諸費用の自動支払い）

- 金融機関は、この取引に関して借主が負担すべき手数料、印紙税等相当額を金融機関所定の日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書によらず返済用預金口座から引落しのうえ、費用の支払いにあてることができるものとします。

第10条（期限前の全額返済義務）

- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は金融機関からの通知、催告等がなくても、この取引に基づく貸越元金金について当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額について返済するものとします。
 - 借主が第6条に定める返済を遅延し、相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
 - 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事項によって金融機関に借主の所在が不明となったとき。
 - 支払停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。
 - 借主が手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - 借主の金融機関に対する預金、その他債権について仮差押え、保全差押えまたは差押えの命令、通知が発送されたとき。
 - 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。
- 次の各場合には、借主は金融機関からの請求によってこの取引に基づく貸越元金金について期限の利益を失い、直ちに債務全額について返済するものとします。
 - 借主が金融機関取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - 借主が金融機関または保証会社との取引約定および規定の一つにでも違反したとき。
 - 借主が金融機関または保証会社に対する債務の一つでも期限に返済しなかったとき。
 - この取引に関して、借主が金融機関または保証会社に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - 前各号のほか借主の信用状態に著しい変化が生じるなど貸越元金金の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。
- 前2項の場合において、住所変更の届出を怠る、または金融機関からの請求を受理しないなど借主の責めに帰すべき事由により、請求が延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。

第11条（契約の解約、中止）

- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、金融機関はいつでも当座貸越を中止し、この取引を解約することができるものとします。
 - 前条第1項または第2項の各号の一つにでも該当したとき。
 - 金融機関が信用金庫、信用組合、農業協同組合、漁業協同組合等の場合で、借主が地区外に移転したことに伴い、貸出対象となり得る「会員たる資格」を喪失したとき。
- 借主はいつでもこの取引を解約できるものとします。この場合、借主から金融機関に対し金融機関所定の方法により通知するものとします。
- 契約を解約するときは、借主は貸越元金全額を返済し、ローンカードを返却するものとします。

第12条（金融機関からの相殺）

- 金融機関は、この取引による借主の債務のうち各返済日が到来したもの、または前条によって返済しなければならないこの取引による借主の債務全額と、借主の金融機関に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかににかかわらず相殺することができます。この場合、書面により借主に通知するものとします。
- 前項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率は、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。

第13条（借主からの相殺）

- 借主は、この取引による債務と期限の到来している借主の金融機関に対する預金その他の債権とを、この取引による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
- 借主は、相殺計算を実行する場合は、金融機関所定の日までに金融機関へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに金融機関へ提出するものとします。
- 第1項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率は、預金規定等の定めによります。
- 第14条（債務の返済等にあてる順序）
 - 金融機関から相殺をする場合に、この取引による債務のほか金融機関取引上の他の債務があるときは、金融機関は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
 - 借主から返済または相殺をする場合に、この取引による債務のほか金融機関取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかった場合は、金融機関が指定することができ、借主は金融機関による指定に対して異議を述べないものとします。
 - 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、金融機関は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかった場合は、金融機関が指定するものとします。
 - 第2項のなお書または前項によって金融機関が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第15条（代り証書の差入れ）

- 事変、災害などやむをえない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、金融機関の請求によって代り証書を差し入れるものとします。

第16条（印鑑照合）

- 金融機関がこの取引にかかる諸届その他書類に使用させた印影をこの取引書に押印の印影または返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類に偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について、金融機関は責任を負わないものとします。

第17条（費用の負担）

- 次の各号にあげる費用は、借主が負担するものとします。
 - 借主に対する権利の行使または保全に関する費用
 - この契約（変更契約を含む。）に基づき必要とする手数料、印紙代

第18条（届出事項の変更・成年後見人等の届出）

- 氏名、住所、印鑑、電話番号、勤務先その他金融機関に届け出た事項に変更があった場合、または借主について家庭裁判所の審判により補助、補佐、後見が開始され、もしくは任意後見監督人が選任された場合は、借主は直ちに金融機関に書面で届け出るものとします。
- 借主が、前項の届出を怠ったため、金融機関が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

第19条（報告および調査）

- 借主は、金融機関が債権保全上必要と認めて請求した場合には、借主の信用状況について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供します。
- 借主は、借主の信用状況について重大な変化を生じたとき、また生じるおそれがあるときは、金融機関から請求がなくても遅滞なく報告します。

第20条（取引規定の変更）

- この取引規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第21条（債権譲渡）

- 借主は、金融機関が将来この取引から生ずる債権を他の金融機関等に譲渡（信託を含みます。以下同じ。）すること、および金融機関が譲渡した債権を再び譲り受けることをあらかじめ承諾するものとします。
- 前項によりこの取引から生ずる債権が譲渡された場合、金融機関は、譲渡した債権に関し、譲受人（信託の受託者を含みます。以下同じ。）の代理人になることができるものとします。この場合、借主は金融機関に対して、従来どおり、表記の返済方法によって毎回の約定返済金額を支払い、金融機関はこれを譲受人に交付するものとします。

第22条（保証委託先の保証による場合の代位弁済）

- 借主は、この取引による債務を期限に返済できない場合または期限の利益を失った場合には、金融機関が保証会社より代位弁済を受けても異議を述べないものとします。また、借主は以後の返済を保証会社に対して行うものとします。

第23条（反社会的勢力の排除）

- 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて金融機関の信用を毀損し、または金融機関の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は金融機関から請求があり次第、金融機関に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
- 前項の適用により借主に損害が生じた場合にも、金融機関はなんら責任を負わないものとします。また、金融機関に損害が生じた場合は、借主がその責任を負うものとします。
- 第3項により債務の弁済がなされたときに本約定は失効するものとします。

第24条（準拠法・合意管轄）

- この取引に基づく取引は日本法に準拠するものとします。
- この取引に基づく取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、金融機関本店または支店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。